

労働者派遣事業の事業報告について（現行制度）

1 趣旨

- (1) 都道府県労働局における指導監督の基礎資料とするため、各派遣元事業主から事業年度ごとの事業運営状況を報告させる（労働者派遣法第23条）。
- (2) 全ての派遣元事業主の労働者派遣事業の実態を把握することが可能であるため、年度ごとに取りまとめ集計の上、公表している。

2 報告内容

- (1) 年度ごとの労働者派遣の状況（派遣労働者数、派遣先、賃金、料金等）
- (2) 6月1日現在で派遣されている派遣労働者の状況（業務別の労働者数等）
- (3) 収支決算の状況

3 報告期限

事業年度終了後3月以内（※ 例えば、3月決算の派遣元事業主の21年度事業報告の提出期限は22年6月末）

4 公表

事業報告については、当該年度に事業年度が終了した報告を、その翌年度に取りまとめて委託集計の上公表している。

一般労働者派遣事業の新規許可時等における
社会保険等の適用に係る確認について（現行制度）

1 一般労働者派遣事業

(1) 新規許可時

一般労働者派遣事業を行おうとする者は、許可申請書を厚生労働大臣に提出するとともに、許可申請書には、一般労働者派遣事業を行う事業所ごとの事業計画書その他省令で定める書類を添付しなければならない。

（法第5条第2項及び第3項）

【確認内容】

事業計画書に、

① 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入の有無

② 労働保険番号

を記載させる。

※事業所の社会保険等への「加入の有無」を確認するのみ。

（個々の派遣労働者を加入させているかまでは確認できない。）

(2) 許可更新時

新規許可時と同様の書類を添付。

（法第5条第2項及び第3項を準用）

※ 許可の有効期間の更新を受けようとする者は、当該許可の有効期間が満了する日の30日前までに許可更新申請書を、厚生労働大臣に提出しなければならない。

（施行規則第5条第1項）

【確認内容】

新規許可時と同様。

2 特定労働者派遣事業の届出時

特定労働者派遣事業を行おうとする者は、届出書を厚生労働大臣に提出するとともに、届出書には、特定労働者派遣事業を行う事業所ごとの事業計画書その他省令で定める書類を添付しなければならない。（法第16条第1項及び第2項）

【確認内容】

一般労働者派遣事業と同様。